

大蔵村

こども誰でも

通園制度



令和8年4月1日から実施！

制度の内容

「こども誰でも通園制度」は、お子様の健やかな成長を応援するために、国の事業として創設された新たな通園制度です。全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、保護者の就労状況等にかかわらず、保育所等に通っていない2歳までのお子様を対象として、月10時間までどなたでも気軽に利用することができます。

利用について

【対象となるこども】

0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）で、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型施設等に通園していないこども

【実施場所】

大蔵村保育所

【利用時間】

こども一人につき月10時間まで（1時間単位での利用）
※余った利用時間を翌月に繰り越すことはできません。

【利用料金】

無料で利用できます。

【申請場所】

大蔵村教育委員会教育課 教育総務係（大蔵村中央公民館内）

詳細は
村HPへ！



利用の手順

申請・認定は初回のみ

利用申請

申請書を
窓口へ
提出

村で認定

認定書を
送付
します

事前面談

施設で
面談実施

施設予約

システム
から予約

利用
開始



【問い合わせ】 大蔵村教育委員会教育課 TEL 0233-75-2323